

西村あさひ法律事務所

ウォッカ商標に対する投資仲裁判断の強制執行
—新たな展開を見せた *Yukos v. Russia*

紛争解決、独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年1月20日号

執筆者:

E-mail✉ 石戸 信平

E-mail✉ 前田 基寛

E-mail✉ 三島 隆人

E-mail✉ 富松 由希子

E-mail✉ 川崎 勝暉

1. はじめに

投資仲裁判断の強制執行¹。それは、投資仲裁に勝訴した投資家の多くにとって、通らずに済む難所なのかもしれません。敗訴した投資受入国の多くが、不履行による国際的信用の低下や経済的不利益を恐れ、仲裁判断を任意に履行するからです²。

もともと、中には、少数ながら、敗訴したにもかかわらず、国際的信用の低下等を厭わずに仲裁判断の履行を断固として拒否する、「往生際の悪い」国家も存在します。投資家は、このような国家から仲裁判断に基づく賠償金の支払いを得るためには、強制執行する必要があります。すなわち、司法の力を借り、敗訴した投資受入国の財産を差し押さえる等して、換価するのです。このような場合、当該投資受入国の裁判所に仲裁判断の承認・執行を求めたとしても認められる可能性は低いため、投資受入国以外の国の裁判所に仲裁判断の承認・執行を申し立て、当該国の国内に所在する投資受入国の財産を差し押さえることとなります。しかし、そこには、いわゆる執行免除の問題が立ちはだかります。一般的に、外国に所在する国家の財産で強制執行の対象とできるのは、非商業的目的以外(=商業的目的のみに)使用され、又は、そのような使用が予定され、かつ、当該外国の領域内にあることが立証されたものに限られます³。裏を返せば、国家が非商業的目的に使用している、又は、使用が予定されている財産(大使館等の外交使節の建物、軍艦、中央銀行の預金、文化的歴史的に重要な財産等)について、外国の裁判所が強制執行することは主権侵害であるとして許されません⁴。このような制約があるために、投資家は、資産調査会社等のネットワークを駆使して、投資受入国が自国外で保有する財産であって仲裁判断の強制執行の対象とすることができるものを探し出さなければならないのです。これは時として、相当の苦労を伴い、また、仮にそのような財産を見つけ、執行地の裁判所に対して、強制執行を申し立てても、国家側から執行免除の対象であるとの反論が出され、熾烈な攻防が繰り広げられることもあります。過去には、国家又はそれと同一視できる国営企業の有する、[賃貸用アパート\(Sedelmayer v. Russia\)](#)、[航空機\(Walter Bau v. Thailand\)](#)、[ファンD\(Devas v. India\)](#)や[株式会社\(Crystallex v. Venezuela\)](#)等に対して、投資仲裁判断の強制執行が認められてきました。

そして、今般、かの *Yukos v. Russia* においても、投資仲裁判断の強制執行が認められました。ロシア政府による措置の苛烈さや巨額の賠償金支払命令により、投資仲裁の先例の中で最も有名といっても過言ではない本件において、投資家が強制執行の対象としたのは、誰もが知る、ロシアンリキュール、そう、ウォッカの商標だったのです。

¹ 一般に、仲裁判断の「執行」と言った場合、①執行地の裁判所が当該仲裁判断に国内裁判所の確定判決と同様の執行力を付与する段階(承認・執行)と、②付与された執行力に基づき、物理的に債務者の財産を差し押さえる等して換価する段階(強制執行)を区別する必要があります。本ニューズレターで扱う *Yukos v. Russia* の強制執行地となったオランダでも、①と②では民事訴訟法の別の条文が適用されるようです([Rolean Alejandro González Nicolás et al., Enforcement of Arbitral Awards in the Netherlands: Overview, Practical Law](#), Q9 及び Q22 等を参照)。本ニューズレターで扱うのは、紙幅の都合上、基本的に②のみとします。

² 詳細な実証研究として、[Emmanuel Gaillard and Ilija Mitrev Penushliski, "State Compliance with Investment Awards", ICSID Review, Vol. 35, No. 3 \(2020\), p. 540.](#)

³ [国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約](#)第 19 条(c)参照。ただし、同条約は、本ニューズレター執筆時点において、未発効であり、強制執行地における執行免除の要件は、多くの場合、強制執行地の法により規律されています。

⁴ 同第 21 条。また、[外交関係に関するウィーン条約](#)第 22 条 3 項及び同第 31 条 3 項参照。

2. Yukos v Russia: これまでの流れ

ロシア政府は、2000年代前半、政権に批判的な姿勢を示していたロシアの民間法人旧 Yukos 社に対して、その経営者の逮捕等の敵対的措置をとり、多額の追徴課税や子会社株式の競売による国営企業への譲渡等の様々な措置を課しました。その結果、旧 Yukos 社は債務不履行に陥り、解体・国有化に至りました。これに対して、申立人である旧 Yukos 社の株主(外国投資家)は、ロシア政府の措置が違法な収用に該当するとして、エネルギー憲章条約に基づき、損害賠償を求める仲裁(仲裁地: ハーグ)を申し立てたところ、仲裁廷は申立人の主張を認め、2014年に、[ロシア政府に約 500 億米ドルの損害賠償を命じる仲裁判断](#)を下しました。

その後、ロシア政府は、当該仲裁判断の履行に応じることなく、オランダの裁判所に対して、仲裁判断の取消しを申し立てました。[ハーグの地方裁判所は仲裁判断を取り消したが、控訴裁判所は仲裁判断の取消しを否定し、効力を復活させるという驚きの経過](#)をたどっていましたが、オランダ最高裁は、2021年11月、[仲裁判断の取消事由に関するほぼ全てのロシア政府の主張を排斥し、ごく一部の点についてのみ、審理不尽を理由に高裁に差し戻しました](#)(本ニュースレター執筆時点において、差戻審係属中)。

3. Yukos v Russia: 強制執行手続に関する直近の動向

旧 Yukos 社の株主は、仲裁判断を強制執行すべく、ハーグの裁判所に対して、著名なウォッカブランドである Stolichnaya®と Moskovskaya®を含む 18 の商標権でロシア政府がベネルクス地域で保有するもの(以下「**本件商標権**」という。)の差押えの申立てを行っていました。

当初、ハーグの地方裁判所は、2020年10月、これらの商標権の所有者はロシア政府とは別法人である、ロシア政府の国営企業 FKP Sojuzplodoimport であると認定し⁵、[本件商標権はロシア政府の財産ではないとして、差押えを認めませんでした](#)。しかし、旧 Yukos 社の株主が控訴したところ、ハーグの控訴裁判所は、2022年6月、[オランダの財産法に照らし、本件商標権は FKP Sojuzplodoimport ではなくロシア政府の財産であるとして、差押えを認めました](#)。また、執行免除に関しては、オランダは国連国家免除条約に署名していないものの、オランダ最高裁判所が、同条約の第 19 条は国際慣習法を反映しているとして、同条に規定する例外的な場合でない限り、オランダにおいて国家の財産に対する強制執行を行うことは許されない旨を判断していたところ⁶、本件に関して、ハーグ控訴裁判所は、本件商標権はロシア政府が非商業的目的以外にのみ特定の目的で使用しているものであるとして、執行免除を認めませんでした。また、上記のとおり、依然として仲裁判断の取消手続が係属中であることについては、オランダ最高裁判所がロシア側の主張をほぼ全て排斥しており、ごく一部の点に関する審理のみが残っているだけであることから、ハーグ控訴裁判所は、強制執行の手続を進めて差し支えないと判断しました。



写真 STOLICHNAYA のウォッカ(筆者撮影)

⁵ ベネルクス知的財産庁のウェブサイトで公開されている商標登録原簿においては、本件商標権の権利者がロシアの国営企業 FKP Sojuzplodoimport である旨の表示がなされている。例えば、登録番号 977467 の STOLICHNAYA 商標に関する情報は[こちらのリンク先](#)から参照することができる。

⁶ [Marnix Leijten, Erin Cronjé and Abdel Zirar, Challenging and Enforcing Arbitration Awards: Netherlands, Global Arbitration Review](#), Q50.

ハーグ控訴裁判所の決定を受けて、[旧 Yukos 社の株主は、2022 年 12 月 6 日、ハーグ市内の Equilibristen Baillifs において、本件商標権の競売を実施](#)したようです。ただし、[落札額が希望額に及ばず、今回の競売は不成立に終わったため、旧 Yukos 社の株主は、再度の競売を実施する意向](#)であると報じられています。この競売が成功すれば、旧 Yukos 社の株主は、仲裁判断が下されて以来、初めて、その賠償金(の一部)を手にする事になると言われています。

4. おわりに

今回ご紹介した、*Yukos v. Russia* の顛末は、投資仲裁判断を任意に履行しない国家に対する強制執行の大変さを物語っているといえるかもしれません。ウォッカ商標を差し押さえるという生き馬の目を抜くようなアイデアが効を奏したものの、旧 Yukos 社の株主は、仲裁判断が下されてから既に 8 年以上が経過しているにもかかわらず、未だ一銭もその損害を回復できていないという異例ともいえる状況に置かれ、また、損害の全額を回復するためにはさらに長い時間を要するのは想像に難くありません。

しかし、忘れてはならないのは、敗訴した投資受入国の多くが投資仲裁判断を任意に履行するため、投資家が強制執行に打って出なければならない事例は少数であること、仮に、敗訴した投資受入国が仲裁判断の履行を拒否したとしても、また、それがロシアのような超大国であったとしても、執行の対象とできる適切な財産を選定し、司法的手続を講じれば、最終的に仲裁判断を強制執行することは可能であるということではないでしょうか。特に、ロシアに関しては、[ウクライナ侵攻に対する制裁措置として、ロシアの中央銀行が外貨準備金として G7 諸国等の中央銀行に預託していた巨額の資金が凍結](#)されています。本来、上記のとおり、国家の中央銀行の預金を差し押さえることは執行免除により許されませんが、[凍結されている預金をロシア政府による国際法違反により損害を被った企業に対する補償に用いることができるのではないかという議論](#)も存在します。日本企業の皆様も、(ロシアに限らず)投資先の国で損害を被りそうな場合、または、被った場合には、直近の国際情勢もふまえて、投資関連協定違反の可能性(法的分析結果)を踏まえた投資受入国側との協議・交渉、投資仲裁の申立て、勝訴したが当該国家が仲裁判断の履行を拒んだ場合の強制執行、日本政府の外交的支援の要請等、様々な手段を検討する必要があるでしょう。

なお、本ニュースレターと同様、[国家に対する国際仲裁\(ISDS等\)判断の執行可能性について扱ったオンラインセミナー](#)が、2023 年 1 月 6 日(金)から同年 4 月 6 日(木)までの間、弊所ウェブサイト上で公開されています。本セミナーでは、経済産業省 通商政策局 経済連携課 課長の福永佳史氏に投資関連協定や投資家対国の紛争解決(ISDS)手続の意義と現状についてご紹介いただいた上で、執行免除の法的側面について基礎的な解説を行い、ロシア政府に対する執行に成功しその成功体験を著作にまとめた米国在住のドイツ人著者に対談形式でお話を伺いました。興味深い内容になっているかと存じますので、是非、ご視聴いただければ幸いです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 